

平成23年11月9日

於・総務省10階1002会議室

第972回

電波監理審議会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項	
○無線従事者規則の一部を改正する省令案について（諮問第30号）	1
3. 報告事項	
○3.9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見 募集の実施について	7
4. 閉 会	23

## 開 会

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問事項

○無線従事者規則の一部を改正する省令案について(諮問第30号)

○原島会長 それでは、審議に入ります。

本日、諮問されました諮問第30号、「無線従事者規則の一部を改正する省令案」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 それでは、ご説明さしあげます。

本件は、無線従事者規則に関しまして、資格を取得される方々の利便性向上の観点から、規定の見直しを行うというものでございます。

資料の1ページ目、改正の理由にございますが、内容として3点ございます。

1点目は災害発生時における特例規定の制定で、科目合格者の期限を延長するというものでございます。2点目は認定講習課程で、現在既に一定の資格をお持ちの方が、講習を受けることにより、上位資格を取得するという講習につきまして、一般の民間企業でも実施可能とするというものでございます。3点目は主任無線従事者講習で、講習科目数を現在3科目ございますが、これを2科目に見直すという内容でございます。

それぞれご説明いたします。まず1点目の災害時の特例規定の制定。これは

1枚目の2の(1)にございます。今回、東日本大震災がございましたけれども、幸いにと申しますか、無線従事者の試験につきましては、震災当日、試験が終わった後に震災が発生したということがございましたので、実際にこういった期間延長は、今回については必要なかったわけでございますけれども、やはり今後、試験の前にこういったものが起きることも想定されますので、現在、科目合格につきましては、3年間の有効期間を設けておりますが、例えば3年の最後が切れる試験の直前に、こういった震災が発生して、受けられなくなったという方が出てくることは想定されますので、そういった場合には、次回の試験のときまで免除期間を延長するというので、改正を行いたいというものでございます。

2点目の営利法人の関係でございますが、こちらは後ろの3ページ以降で説明さしあげたいと思います。3ページ以降が参考資料となっておりますが、無線従事者制度自体は無線設備の操作、または監督を行うための資格ということで、2番の表になっておりますように、現在、合計で23の資格を設けておりまして、それぞれ操作する設備の種類とか、そういったものによって区分を設けているものでございます。

3にございますように、認定講習課程あるいは養成課程という名称でございますように、試験を受けなくても、一定の講習課程を修めれば、資格を取得できるという制度を設けております。表の右側にございます、養成課程と申しますのは、現在、資格を持っていない方がその養成課程を受ければ、資格が受けられるものとして、例えば第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士等々の資格を取得可能としております。左側の認定講習課程といいますものは、現在既に一定の資格を持っておられる方が、実務経験も経た上でこの講習を受ければ、上位資格を取得可能とするというものでございまして、今回、見直しをお願いしたいのは、この認定講習課程でございます。この黄色で塗ってござい

す、第三級、第四級の海上無線通信士につきまして、現在は非営利法人による講習課程のみを認めておりますけれども、この非営利法人要件を外しまして、一般の営利法人でもこの課程の実施を可能としたいというものでございます。

なぜこの2つの資格を選定したかということにつきましては、次の4枚目でご説明しあげます。4番でございますけれども、現在の無線従事者免許の取得状況が表になってございます。平成22年度は合計83,000人余りの方々が、資格を取得されております。試験によって取得された方が21,000人強、養成課程の方が59,000人強、認定講習が70人、学校認定が2,800人強ということで、認定講習で資格を取得されている方は全体から見ると非常に少のうございます。その内訳は5番のグラフにございますけれども、三海通、四海通が多うございまして、二総通もそれなりの人数がございまして。三海通、四海通につきましては、既に養成課程としても認めておりますし、実際の取得人数もそれなりの人数がおられるということで、今回は三海通、四海通をまず出発点として、営利法人による実施を認めたいというものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、2の(2)でございますが、認定講習の実施として、まずアの項目として、認定講習を実施する際、漁船の業務経歴について、要件を明確化するというのもございます。これは、現在持っている資格に加えまして、業務経歴がある場合に上位資格の取得を可能にするということですが、漁船の業務経歴については、現在でも年間40件程度の問い合わせが来ておりまして、どういう船で、どういう範囲の航行をする漁船を操作していれば、どういう資格が取れるのかということについては、なかなかこれまで明確にしにくかったこともございまして、そういった問い合わせに対応して、できるだけわかりやすく基準をつくらうということで、5ページ目でございますけれども、GMDSSでの航行区域に対応する形で表を塗っておりますが、A3海域、あるいはA4海域を航行する漁船で従事した場合には、その該当す

る上位資格の取得を可能にするということで、規定を明確にしたいということでございます。

イにございます営利法人要件の件につきましては、先ほど申し上げたとおりで、これは第34条で規定したいということでございます。

2枚目に参りまして、ウといたしまして、申請書の記載の一部の省略を可能にするといった見直しも、第35条で実施したいと考えております。

(3)は3点目の見直しでございますが、主任無線従事者講習における講習科目数の見直しでございます。これにつきましては、資料の6ページをごらんいただきたいと思っております。資料6ページ、7番といたしまして、主任無線従事者制度の概要がございますが、現在、無線従事者の資格を持っている方が操作するというのが基本ではございますが、主任無線従事者の監督の下であれば、無資格者でも操作できる制度にいたしております。

実際に主任無線従事者を選任している免許人の例として、○の下から2つ目でございますが、海上分野では気象庁や港湾関係、漁協、航空分野では航空会社、空港等、陸上では放送事業者、電気通信事業者、消防、運送会社等、いわゆる大口の大規模な事業者、無線局をたくさん運用しているような事業者の方は、こういった主任無線従事者制度のもとで、無資格者による操作を活用しながら、日々の無線局の運用を行っておられます。

こういった主任無線従事者につきましては、やはり無線の技術の進展は非常に著しいこともございますので、資格の取得後、実際に主任無線従事者に選任された後、最初の選任後の6カ月以内、その後は前回講習修了後3年以内に、この講習を受けて、最新の技術の動向でございますとか、電波法の制度改正の状況等を常にブラッシュアップをしながら、業務をしていただくということで、講習を実施しております。現在の実施状況は下の表にございますが、おおむね年間700人前後、あるいは800人弱といった受講者数となっております。

この講習におきましては、2枚目でございますけれども表になっております。現在は、法規、無線設備の操作の監督、最新の無線工学と3科目で実施しておりますが、実際の無線設備の操作の監督と、それと組み合わせた形で、実践的な法規を講習していただくというのが効率的であるという考え方に立ちまして、2項目に変更するという事で、見直しをさせていただきたいと考えております。それぞれ、ご答申が得られましたら、速やかに施行したいと考えております。準備期間の必要なものにつきましては、平成25年4月、あるいは平成24年4月ということで、それぞれ施行日を決定したいと考えております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○原島会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○松崎委員 今までは営利目的は不可だったのを、なぜ可にしたのでしょうか。もともと営利目的を不可としたのは、どんな理由からだったのかを知りたいです。700人ぐらいしか受けない小規模な試験を、営利目的可にすると、事業者が固定化されるような事はないのでしょうか。広くチャンスを与えるのではなくて、ピンポイントである特定の事業者に決まっているようなことにはならないのでしょうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○竹内電波政策課長 これまで、公正中立な立場で講習をやっていただく必要があるということで、そういった立場の組織ということで、公益法人にやっていただいていたということでございますが、実は、認定講習の隣の表にございます養成課程につきましては、既に平成21年度に、同じように営利法人に対して開放いたしておりまして、その運用実績を見ている中では、民間企業による特段の不当な差別でございませうとか、例えば想定される不公正の例といたしましては、製造業者がみずからの顧客に対する便宜を図るという観点で、講習はものすごく安い受講料を設定して、人の育成を支援する。その見返りとして

自社の製品の販売等を組み合わせることも、懸念としてはあったわけですが、実際には、既に先行している養成課程ではそういった問題は生じていない。仮に問題が生じた場合には、この認定を取り消すといった、事後的な措置で対応は可能なのではないかとということで、まず今回、見直しをご提案させていただきます。

2点目でございますが、認定講習の受講者自身は確かに少のうございます。ただ、これは一方で、これまでこういったものを認めていなかったこととの兼ね合いもありまして、要因と結果を必ずしも分析はできていないわけですが、逆にこういったものを民間に開放することで、民間の創意工夫で、現在、養成課程も実施しておるような民間企業が、こういった認定講習についても、あわせて実施していくということで、この分野の活性化と申しますか、そういったものにもつながり得るのではないかと考えております。

○松崎委員 現在、養成課程を行っている民間の企業は、何社ぐらいありますか。

○竹内電波政策課長 今、手元で確認できるもので5社ございます。NPOのラジオ少年ですとか、QCQ企画という無線関係の雑誌を出している会社でございます。それからドコモエンジニアリング東海、ベータテック、京都アマチュア無線振興会でございます。

○松崎委員 ありがとうございます。

○原島会長 ほかにございますでしょうか。

○前田代理 認定講習自体は、自分のところの従業員に対して、そのような資格を持っている人がやるパターンを想定しているということでしょうか。

○竹内電波政策課長 いえ、両方あると思っております、自社をやる際にあわせ、他社も受け入れる。あるいは協会のようなところが、例えば船主協会のようなところが、いろいろな海運会社の船員さん、通信士さんの講習をまとめ



てやるというような。ですから協会方でやる場合と、自社でやる。自社でやる際に、他社にも声をかけてやる、そういう形かと思います。

○前田代理 自社でやる場合に、いわゆる社内講習的なものが公的資格を得ることができる、そういうパターンになりますよね。

○竹内電波政策課長 はい。

○前田代理 そのこと自体は全然問題はないと思いますが、合格の基準というか、それは明確になっているということなのですね。

○竹内電波政策課長 はい。講習内容と、実際、修了時に講習内容自身を受講生が取得されたかどうかということを、確認する機会を設けることを要件に課しておりますので、そこで例えばものすごくレベルの低いものをやってしまったりですとか、あるいは講習の中で事前に、この問題が出ますということをやったりすると、それは一種の不正な行為になりますので、その基準については、明確な基準を設けてやっております。

○前田代理 はい。

○原島会長 よろしいでしょうか。

それでは、諮問第30号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

## 報告事項

○ 3. 9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見募集の実施について

○原島会長 次に、報告事項といたしまして、「3. 9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見募集の実施について」につきまして、田原移動通信課長、豊嶋高度道路交通システム推進官及び竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 3. 9 世代移動通信システムの普及に向けた制度整備案に関する意見募集の実施についてでございます。この 3. 9 世代移動通信システムの普及でございますけれども、1 ページ目の下のイメージ図で見いただきますと、現在、700MHz 帯及び900MHz 帯を再編いたしまして、携帯電話に新たに割り当てようという取り組みを進めてございます。この700MHz 帯、900MHz 帯を使用していくに当たって、3. 9 世代の移動通信システム、俗にLTEといわれて、ドコモ等が既にサービスを開始しているものがございますけれども、そういう新しいシステム、LTEを普及させるために、こういう電波の再編を行って、携帯に割り当てていくことを進めていこうというものでございます。

そのために周波数割当計画を変えて、技術基準を整備し、新たに携帯電話にここを割り当てるということで、開設指針を設けて募集をするという手続が必要になってまいります。こちらのそれぞれの改正については、本来は諮問事項でございますので、こちらについて、現在、案をパブリックコメントしている状況でございます。全体で非常に大部なものになりますので、正式な審議会への諮問は来月を予定しておりますが、事前に全体像についてご説明をさせていただければと思ひまして、今回、報告事項に挙げさせていただいております。この全体の整備案につきまして、10月22日から11月21日まで、パブコ

メを実施しているところでございます。

具体的内容をざっとご説明させていただきますと、1点目、周波数割当計画の改正でございますが、先ほどの700MHz帯、900MHz帯のうち、今回は900MHz帯を中心に制度整備を行うということでございまして、900MHz帯に入れる、携帯電話システム及びそれを入れるために動かさなければいけないMCA、業務用の無線でございますけれども、こちらのシステムと電子タグ、RFIDと書いてございますけれども、こちらのシステムを従来、下の帯線と言いますと、上のほうでクロスしておりますけれども、同じ900MHz帯の中でございますが、別の周波数帯に移すということで、新たな真ん中の周波数帯の割当てを行うという計画の変更でございます。

ここに1つ、700MHz帯の高度道路交通システムつまりITSというのが入っておりますけれども、これは今回の900MHz帯とは直接関係ないのでございますけれども、引き続き行う予定にしております、700MHz帯に関係するものではございますが、今回ちょうど同時期に、技術的条件の検討が情報通信審議会を終了いたしましたので、今回にあわせて制度整備をしてしまうというものでございます。

そういう新たなシステムを割り当てていくということと、旧のRFIDのシステムあるいはMCAのシステムの使用期限を定めるということで、平成30年3月31日までの使用期限を切るということでございます。そのほか、この900MHz帯を現在使っているパーソナル無線を、今回、廃止すると共に、従来から移行を行っております、一番端、ちょっと読みにくいですが、この958MHzから960MHzに現在ある、放送用の固定局、STL等についての使用期限を、平成27年11月までとするということで、周波数割当計画の改正を予定しております。以上が1点目でございます。

2点目は、技術基準等の整備、省令改正等についてでございます。こちらに

つきましては、今回導入する900MHz帯の携帯電話システムにつきましては、LTE、3.9世代のシステムのほか、円滑な導入ということで、仕様としては当初、WCDMA、第3世代の方式ですとか、HSPA Evolution、DC-HSDPAと書いてあります、3.5世代と呼ばれるものでございますけれども、こういった方式の仕様も技術基準上は認める形で整備を予定しております。

今回、移行の対象になります電子タグシステム及びMCAシステムにつきましても、先ほどの周波数の移行にあわせて、今回、新しい移行先での技術基準を定める無線設備規則の改正を行います。これにあわせて、現行周波数、旧システムについての新規開設は、来年末で打ち切るという経過措置を設けることにしております。これは、いつまでも古いものもつくれるようにしてしまうと、移行が大変になるということがございますので、移行を円滑にするためにも、旧システムについては、開設の期限を切るということでございます。

3点目は、これは先ほど、今回あわせてやるとご説明させていただきました、700MHz帯のITSについて、同様に技術基準を定める無線設備規則の改正を行います。そのほか、省令改正といたしまして、電波法施行規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則につきましては、免許不要局を定めるための、特定小電力無線設備の規定ですとか、技術基準適合証明のための規定といったものを整備していくというものでございます。あわせて、パーソナル無線を今回廃止することに当たりまして、特定周波数終了対策業務で給付金を給付して、終了を促進する措置を行いますけれども、これに併せて特定公示局という形で、900MHzの携帯電話システムを入れるためにこういうことをやるのだということ、公示しなければいけないという制度設計になっておりますので、このための措置を、いわば公示していく形の手続を行うものでございます。

そういった環境整備を行いまして、3ページ目以降の、新たにLTE、3.9世代移動通信システム普及に向けた開設指針を定めていくということがございます。開設指針については、後ろに、現在パブコメしている案をつけてございますけれども、具体的な内容について、豊嶋からご説明させていただきます。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 続きまして、お手元の資料3ページをごらんください。パブリックコメント中のもののうち、開設指針の内容について、ポイントを説明いたします。

今、募集している開設指針につきましては、3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針という名前で、パブリックコメントをしております。基本的な考え方の欄がございます、これが大枠になっております。

1点目が、近年のトラヒックの急増に対応するために、早急に3.9世代携帯電話システム、いわゆるLTEの普及を図ることを目的として、今回900MHz帯の割当てを内容としたものでございます。先ほど申し上げたとおり、技術基準については、900MHz帯については制度整備がほぼ完了しておりますので、今般、開設指針を制定し、最終的には来年初頭ぐらいになると思いますが、認定をしたい。2点目は、それに当たって、今回の開設指針では、用意できる周波数が15MHz幅でございます。これは上り下りですので、15MHz幅×2という組み合わせですが、これを1者に割り当てることを考えています。下にちょっと参考がございますが、まず総量で15MHz幅×2が今回、準備できるものでございまして、いわゆるLTEの高速サービスをすることを念頭に置きますと、一定の周波数の幅が必要であることを念頭に置きまして、今回は15MHz幅全てを1者に割り当てる案にしております。

3点目は、何度かこの審議会でもご報告させていただきましたが、本件は、改正した電波法に基づいて開設指針を策定しているものでございまして、今回

引っ越しをします、MCA、RFIDにつきまして、この移行に伴う費用については、割当てを受けた者による費用負担を行うという内容にしております。具体的には※印に書いておりますが、いわゆる引っ越しをした先での、新しい機器の購入代金及び工事費用等を対象として、費用負担をすることを内容としています。

4点目は、実際に、開設計画の認定を行う際の審査の基準でございますが、割当ての審査の基準につきましては、まず絶対審査基準と競願時審査基準という2本立てにしております。まず絶対審査基準は、ここに括弧して書いていますが、申請者において、最低限満たすべき基準ということで、パブリックコメントをしている告示がお手元でございますが、この中では11の項目を掲げております。それと絶対審査基準に適合する者が複数いた場合について、最終的には1者を選定しなければいけないわけですので、その選定するための、競願時審査基準を設けてございます。詳細は後ほどまた説明をいたします。

5点目は、今回、900MHzについて1者を割り当てるという方針でございますが、続けて準備ができ次第、700MHz帯についても募集をすることを、今、検討しております。したがって、この帯域いずれも、LTEの導入を念頭に置いたものとして作業を進めている関係上、周波数をより多くの者が利用できるようにするために、700MHz帯の割当てに当たっては、900MHz帯を割り当てられた者については、審査上、劣後しますという内容をあわせて記載しております。

1ページおめくりいただきまして、絶対審査基準と競願時審査基準の大きなフレームワークを記載しております。まず、最初に申請があった場合に、絶対審査基準に基づいて適合するかどうかを、審査することにしております。主なものを4つ掲げております。

1点目は、基地局の設置場所の確保、あるいは設備の調達、工事体制の確保

に関する計画を有していること。2点目は設備投資等に必要な資金調達及び開設計画、今回は、有効期間は10年間ということで省令改正をしておりますので、これが満了するまでの間に、携帯電話事業について単年度黒字を達成できる計画を有しているか。3点目は、周波数の移行に関係するものでございますが、既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用として、1200億円に充てる資金を調達できること。4点目ですが、既存無線局の周波数の移行の期限は、先ほど説明した周波数割当計画の中で2017年度末としておりますが、この移行期限から1年経過した、つまり2018年度末の段階で、3.9世代携帯電話の高速化が実現していることを内容としております。

この3.9世代携帯電話の高速化は、下に※印で書いてございますが、現在、LTEサービスとして提供されているスピード以上の、高速な通信システムの普及を図るという観点から、スピードで申し上げますと75Mbps以上、周波数の幅で申し上げますと10MHz幅以上を使用するものを、いわゆる高速化と位置づけております。今、実際に10MHz幅のものが提供されておりますので、それ以上のものを2018年度末の段階で実現していることが、絶対審査基準の1項目になっております。

絶対審査基準に適合するものが、もし2者以上いた場合については、1者に絞り込まなければいけないものですから、その絞り込むための手順が2番目になります。これが競願時審査基準でございます。ここに書いていますように、以下の基準の順序に従って、該当者が1者になるまで審査をするということで、(1)(2)(3)と、いわゆる三段階の審査ステップを踏むという考え方をとっております。簡単に申し上げますと、(1)のステップで該当するものが1者であれば、その時点で審査が終了となるというイメージで、もし同点者が複数いれば、第2ステップ、さらに同点者がいれば第3ステップという形で進む審査方式をとっております。

それぞれの段階の審査基準でございます。まず第1段階として(1)ですが、周波数移行にかかる費用を最も多く負担可能なものをまず選ぶということです。この場合、いわゆる引っ越し費用でございますので、費用には当然上限がございます。今般、上限額としては2,100億円という金額を設定いたしております。この範囲内で、最も高い負担可能な金額を提示したものが1者であれば、この時点で1者を選定するというものです。

次のステップで、もし同点者がいた場合は(2)に進みまして、3.9世代携帯電話の人口カバー率(2018年度末時点)が最も大きいもの。これは、先ほど3.9世代の高速化が実現していることが絶対審査基準にしておりますが、3.9世代携帯電話の高速化が進んでいるものについての人口カバー率が、一番高いものです。これが第2基準になります。

第2基準についても、まだ同点であるものが2者以上であった場合については、(3)の段階になりまして、(3)は3点のポイントについて審査をしまして、総合的に最もそれらと適合している者を選定するステップになります。この(3)の○の1つ目ですが、周波数移行を実施するために、移行対象者、つまりMCA、電子タグですが、この利用者との迅速な合意形成を図るための具体的な対策、及びその周波数移行を円滑に実施するための、具体的な体制の整備に関する計画があるかどうか、より充実しているかどうかというのは、1点目の基準でございます。

2点目が他の電気通信事業者等、多数の者に対する基地局の利用を促進するための具体的な計画が充実しているかどうか。これは簡単に申し上げますとMVNOと呼ばれている、ネットワークを持たない携帯電話事業者等に対して、ネットワークを提供するサービスが行われておりますが、こういう自局のネットワークをより開放的に行っている計画を、持っているかどうかというのが2点目の基準でございます。



最後、3点目ですが、周波数の割当状況及び逼迫状況を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与することとなっておりますが、実際の告示はもうちょっと具体的に書かれておりまして、周波数の割当状況と申し上げますのは、既存の事業者も含めましてですが、割り当てられている、割当て済みの周波数帯の違いです。どの周波数帯が実際に割り当てられているのか、その割当て済み周波数の違い。それと逼迫状況と申し上げますのは、その割り当てられている周波数に対して、使われている方、つまり契約者数、契約数の比率が、どのくらい高いか低いかな。要するに、どのくらい逼迫度合いが高いかどうか。その点を勘案して審査をするのが3点目でございます。(3)の審査基準は、○3つを総合的に勘案して、最も適合する者を1者選ぶというステップを踏むことを考えております。

より詳細なものとしましては、お手元に縦書きで用意しております。改めまして12月に諮問するときには、詳細な説明を申し上げますが、今、申し上げた審査基準の部分について申し上げますと、恐縮でございますが、縦書きのページで申し上げますと、16ページ、後ろから3枚目のところに別表第二と書いてございます。開設計画の認定の要件が16ページに書いてありますが、この別表第二以下の一から十一までの項目が、いわゆる絶対審査基準になっております。先ほど申し上げた4点も含めまして、11項目並べております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、19ページ、一番最後の紙でございますが、別表第三となっております。これが先ほど申し上げた競願時審査基準でございます。一、二、三と書いてありますが、第1ステップ、第2ステップ、第3ステップとなっております。内容は先ほど説明を申し上げたことを告示の形にしているものでございます。

以上が告示の内容の概略でございます。あと、5ページ以降、本件に至るまでの参考の資料を添付しておりますので、事項だけ紹介いたしたいと思っております。

が、5ページは、これも電波監理審議会に報告しましたが、今回のベースになっているアクションプランのポイントでございます。このアクションプランをベースにして、今回の割当ての方針案を策定いたしております。6ページ目は今回、告示を予定しております開設指針を含めた、開設計画の認定制度の概要がございまして、先ほど申し上げたとおり、開設指針につきましては、電波監理審議会への諮問・答申をいただかなければいけない事項でございます。それと指針を踏まえて最終的に事業者を認定する際に、再度、電波監理審議会の諮問・答申が必要と、電波法上なっておりますので、これに従って進めたいと考えています。

7ページ目は、これも一度報告をさせていただきましたが、本件に関する参入調査結果を9月に発表いたしております。現在、900MHz帯については、ここに書いておる4者が割当ての希望があるという結果が示されております。

8ページが改正電波法の概要でございまして、これも報告させていただきましたが、いわゆる引っ越しをする内容を開設指針に新たに盛り込むという内容が、法律でつけ加わりましたので、これに従って、移行に関する事項を今回加えたものでございます。

以下、9ページ以降は、冒頭に田原から紹介がありました、技術基準のポイントを示したものです。9ページ目が携帯電話、10ページ目がRFID、電子タグについての技術的状況の概要になっております。11ページが、それに伴う免許不要の範囲、ピンク色が免許不要の範囲ですが、今回拡張しておりますので、その部分の対比表になっております。12ページが、ITSシステムの700MHz帯の件ですが、ITSシステムに関する概要をちょっとつけ加えております。13ページが、それに伴う技術的条件をつけております。13ページの下にございますが、ITSについては、車載器については免許不要

という措置をしまして、路側機については免許局とするという整理で、制度整備を今、順次進めております。

最後のページ、14ページはパーソナル無線に関する話ですが、特定周波数終了対策業務という業務が電波法上ございまして、いわゆる国が給付金を支給する制度が既にごございます。この制度を発動するに当たって特定公示局というのを、今回、公示するというので、その概略を14ページで示しております。

なお、給付金については、いわゆる無線機の残存価値等について、給付金を国が支払うことになっていまして、その給付金を支払うのに必要な前提として、どういう無線局が使うのかというのをあらかじめ宣言するのが、この制度の大前提になっておりますので、今回、携帯電話を特定公示局に加えるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原島会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○前田代理 審査基準のところ、多分、一番議論になるところなのだろうと思いますが、4ページ目を見ていて、幾つかあります。

1つは、絶対審査基準のうちの、2つ目の単年度黒字云々というのは、3.9世代の仕組みだけの区分経理的なことを考えて、それが基地の投資と、その後のサービス料のもので単年度黒字になることを言っているのですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 単年度黒字とは、3.9世代を含めた携帯電話事業全体でという意味でございます。

○前田代理 携帯事業全体で黒字であればいいということですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。

○前田代理 では、新しいもので黒字になれと言っているわけではない。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。

○前田代理 そういうことですか。

それから、下の競願時審査基準の1点目は、上限があるから同額というケースは相当ありますよね。2点目以下はよくわかりませんが、第2ポイントで言うと、人口カバー率は基地の話なのですか。要するに、端末側で何とかという話ではなくて、そのサービスが利用できる基地から行く場所の人口が、ある程度以上であるということなのですね。要するに簡単に言えば、基地だけつくればいいということなのですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 ええ。実は、この人口カバー率の定義自身は今回が初ということではなくて、従前から実は同じ考え方を使わせていただいております。今、ご指摘のあったとおり、基地局がどのくらい打たれているかということですが、具体的に申し上げますと、ある市町村の中で、市役所あるいは支所と呼ばれているところで、それをカバーする基地局が設置されていると、その市町村の区域については、一応カバーしたとみなしてカウントする。ですから、ある市で市役所等に打たれると、そこの市の人口は一応一定程度カバーしたと前提にして、それを全国で何%カバーできているかという計算方式に立っています。ですから、そういう意味では基地局が打たれたかどうかという点で計算をすることにしております。

○前田代理 それから、今の話も2018年度末なので、途中の経緯は問わないということですよ。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 説明がちょっと飛び飛びで、申しわけなかったのですが、これは最終的な高速化をしたときの基準でございまして、その途上、例えば2015年の段階で、人口カバー率について50%確保していることというのは、絶対審査基準の中にも加えております。

○前田代理 もともと、それがプラスアルファの条件として入っているのです

ね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。ただし、その場合について指しているものについては、いわゆる今回言っている高速化ではなくて、高速化でなくても、人口カバー率として50%を満たしていればいいという内容になっております。

○前田代理 ああ、そうですか。単純に言えば、このバンドを使ってどんどん普及して、そうすると2015年はまだ簡単に行きそうだと、その後は、そのときのサービスをがらっと全部こちら側に移しますという計画なら、十分であるということですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。その場合でも、絶対審査基準上は構わないということです。

○前田代理 なるほど。

それから、これは全体の、いずれも計画のチェックなので、どうしても、計画と実際に進捗したときの差を、どう判断するかという問題があると思うのですけれども、それについては何らかの基準に入っているのですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 これは、どちらかと言うと法律の話に実は戻るのですが、電波法上、認定した開設計画に従って、正当な理由がないのに基地局の開設をしていない場合については、取消しをすることができる規定が電波法上ございます。

現実的には取消しは、そうなかなかするものではございませんので、ただそういう状態にならないような前提としての、チェックをする必要があるだろうということで、この開設指針については、あわせて同じ中で、四半期ごとに進捗状況の報告をすることを求めています。厳密に言うと、基地局の設置状況と、それと表裏になりますが、引越しの進捗状況について、四半期ごとに報告をしてもらうとしていまして、それを經由して、我々としては進捗状況をチェッ

クしていく。極端に言えば、その進捗がもともと認定した計画からあまりにも乖離していて、回復が困難である場合については、しかるべき手続をとらなければいけないことになるかもしれませんが、そういうチェックをするということを通じて、事業者として適切に進捗を管理していただく形を考えております。

○前田代理 基地局のレベルは問わないということですね。例えば、この間の災害のときに、バックアップ用の電源がなければいけないとか、いろいろありました。そういうのがあんなしは、そういうレベルは問わない。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 最低基準としまして、電気通信事業法等に定められている、義務とされているものについては、当然それを遵守する内容にしなければいけないのは当然でございます。実は加えまして、今回の告示の中では、最低基準は当然満たすのですが、あわせて、例えば従来から携帯電話事業を行っている事業者については、これまで受けた認定計画で出したもの以外で、いわゆる震災に対応する措置を新たに加えて提出しなさいということにしています。これは、法律上、最低限満たすべきものに加えて、さらに独自というか、上乘せをする計画を記載していただくことを、絶対審査基準の中の1項目に加えております。

○原島会長 ほかにいかがございましょうか。

この周波数移行にかかわる費用ですが、絶対審査基準では最低限必要な費用として1,200億円、競願時審査基準では上限2,100億円ということになっていて、かつこれは、最も多く負担可能なもの、可能という言葉が入っているのですけれども、可能であることを約束しても、実際に負担する金額はこの上限まで行かないことがあるということですね。

○前田代理 そうなのですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。

○原島会長 そのときに、実際にかかる費用は、何か客観的に見て、これは本

当にかかっているというのは、基準はあるということでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 この告示の中に、引っ越し費用と  
いう部分の内容を明らかにしないことには、額も決まりませんので、今回、先  
ほど簡単に申し上げましたが、引っ越し先で新しく取得する無線設備の取得の  
費用、それと当然、古いものと新しいものを交換しなければいけないもので  
から、交換にかかる工事費用、それに伴って、一部、電子タグのシステムの中  
には、ソフトウェアの改修が加わるものがございますので、ソフトウェアの改  
修工事費用、この3点についての費用のみを全額負担すべしという内容を指針  
に書いております。

結果的には、それぞれの金額そのもの自身は、交換する無線システムの種類  
も複数ございましたので、一律に幾らということではできませんので、最終的な  
支払い額としては、先ほど会長からご指摘があったように、協議の結果として  
決定した金額を支払う。いずれにしても、かかった費用については全額負担す  
るという内容で、費用負担の範囲と、その割合として100%ということは記  
載しております。

○前田代理 早くやれば、費用は大きくなるということですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 おそらく、最低と最高の考え方とちょっ  
とリンクするのですが、これも実は、パブリックコメントにあわせて、関係デ  
ータを公表しておりますが、最低限必要というのは何を言っているかという  
と、MCAとRFIDについても、実は無線局としては増加傾向にございます。最  
低限必要というの、簡単に言うと、今、現在、開設されているものをベース  
として、順当に行くと、最低このぐらいの無線局は残っているでしょうとい  
う前提で、費用を算出したものが1,200億円になっております。

ところが、特に、例えば電子タグのように、市場が急激に伸びている部分に  
ついては、過去のトレンドのままのペースで行くとは限りませんので、実は実

際にメーカーを通じたアンケート調査を含めまして、最大限、市場が拡大する場合に予想されるであろう無線局を前提とした場合には、現在数より当然、膨らんでいますので、その増加した無線局数について、全て移行したとするならば、上限値の2,100億円ぐらいになるだろうと考えています。

ですから変な言い方ですけれども、やり方として、早めに移行を作業していただければ、当然ですけれども、全部増え切った後で移行するわけではなく、増える前に移行しているものですから、最終的な費用としては安く抑えられる可能性は出てくるかと思いますが、増加する傾向もそれぞれの方々の志向によりますので、必ずしも完全に読み切れるものではございません。いわゆる最悪の場合としても、上限値2,100億円が、いわゆるマックスだろうという前提で計算しております。

○原島会長 ほかに何か質問ございますでしょうか。

○前田代理 今日の趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、700MHz帯も考えたときに、900MHz帯は移行させる無線局がたくさんあるので、費用が巨額になる可能性があって、700MHz帯はそんなにはないということが、一般的には言えるのですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 算出してみないと、どうも申し上げられませんが、ご参考になるかどうかわかりませんが、実はこの再編成の議論に関しましては、これも報告させていただいたのですけれども、去年まで周波数検討ワーキンググループを開催しておりました。その中で、一応、大体の目途として、どのくらいの引っ越し費用がかかるのかということ、仮計算をしたときには、実は900MHz帯も700MHz帯も無線局数はかなり違うのですが、費用としては、ほぼ同じぐらいだろう。当時の段階では、現在数を前提にすると、実は900MHz帯も700MHz帯も大体1,000億円ぐらいかかるだろうということで、今回、最低費用が1,200億円というのは、ま



さに現在数を前提とした数字ですので、ほぼ900MHz帯も、そういう意味では、そのときの見込んだベースになっているかなと。700MHz帯については当然、改めて開設指針を提示するときまでに、計算する必要はございますが、去年までのいわゆる、見通し的なことで申し上げますと、ほぼ規模的な金額的には同じになるか。

無線局数的には、ご指摘のとおり、かなり数は少ないと思いますが、簡単に申し上げますと、一つ一つの無線機が、ちょっと言い方がどうかと思いますけれども、いわゆる700MHz帯は放送事業者を含んでプロ仕様なものですから、いわゆる市販品とちょっと違いますので、単価の考え方もかなり違うというのは背景にあるようでございます。ただ、いずれにしても最終的な告示を出すときに、再度精査した上で、同じように提示をしていく形になるかと思えます。

○原島会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、ご報告いただいたということにさせていただきます。

## 閉 会

○原島会長 本日は以上でございまして、これにて終了といたします。

次回の開催は、平成23年12月9日金曜日、10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)